

別表第2

	区 分		金 額
1	高齢者世帯（入居者が60歳以上、かつ、同居者全員が60歳以上又は18歳未満の世帯をいう。）の場合		214,000円
2	入居者又は同居者に、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のいずれかに該当するものがある世帯の場合	身体障害	214,000円
		精神障害	
		知的障害	
3	入居者又は同居者に、別表第1の3の項に定める者がいる世帯の場合		214,000円
4	入居者又は同居者に、別表第1の4の項に定める者がいる世帯の場合		214,000円
5	入居者又は同居者に、別表第1の6の項に定める者がいる世帯の場合		214,000円
6	入居者又は同居者に、別表第1の7の項に定める者がいる世帯の場合		214,000円
7	子育て世帯（同居者に中学校修了前の者がいる世帯をいう。）の場合		214,000円
8	市営住宅が法8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するための借り上げるものである場合（当該災害発生の日から3年を経過した場合を除く。）		214,000円
9	1の項から8の項までに掲げる場合以外の場合		158,000円